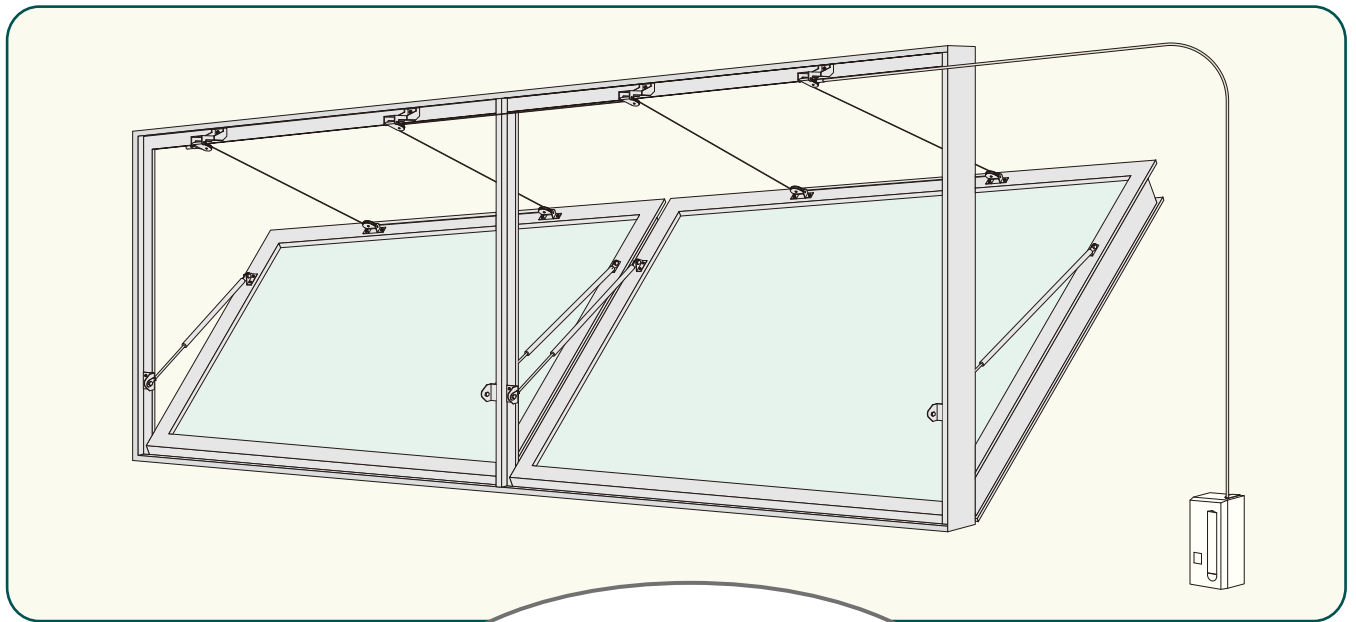


メンテナンス・リニューアルの ご案内

官公庁・一般建築物に定期点検が義務付けられています



排煙設備の確認・点検は
当社にお任せください



排煙・換気オペレーター

マドコン

自然換気システム

マドコンエコ

☞ 株式会社 豊和

<https://www.kk-howa.jp/>

末永く安全にご使用いただくために 「保守点検」のご提案



自然排煙設備とは

火災が起きたときに手動（ボタン、スイッチ等）で装置を操作し、排煙窓を開放して火災時に発生する有毒な煙や熱を外部に排出します。また、煙を排出することにより、避難経路を確保し、尊い生命を守るための設備です。

平成13年9月1日防災の日に発生した新宿歌舞伎町の雑居ビル火災事故がきっかけになり、消防法が大きく改正されました。また、東京都内エレベーターにおける事故、大阪の遊園地コースターによる事故により、建築基準法第12条に基づく報告制度が変わります。主な改正点は下記の項目です。

消防法関連

点検の期間については、昭和50年4月1日消防庁告示第3号に、報告の期間については、消防法施行規則第31条の6に定められている。

* 消防法施行規則第31条

消防用設備等の種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

1. 違反是正の徹底

消防機関による立ち入り検査が事前通告なしに24時間行える。

2. ビル管理者による防火管理の徹底

防火対象物の管理について権限を有する者に対し、点検・報告を義務付ける。

3. 避難・安全基準の強化

避難上必要な施設（廊下・階段・非常口等）等の管理を義務付ける。

4. 罰則の強化

両罰規定（行為者の他、法人等も罰せられます）の強化。（罰金最高額 1 億円）

建築法関連

建築基準法第8条に基づく定期点検については、建築物の維持保全に関する準則・・・

さらに、自主的に定期保守のほか、自家発電設備は月2回以上試運転を行うことが望ましい。

* 建築基準法第8条

建築物の所有者、管理または専有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

* 建築基準法第12条

自然排煙設備には特定行政庁へ定期的に点検調査して報告することを義務付ける。

（罰金最高額百万円）

このたびは、株式会社豊和の排煙装置をご採用いただき、ありがとうございます。
本装置の機能を最良の状態で十分に発揮し、末永く安全にご使用いただくために
「保守点検」のご提案をさせていただきます。

保守点検内容

排煙窓、排煙装置の動作を弊社規定の点検項目表にしたがって検査します。

定期検査報告書

定期検査の結果を書類にて提出します。また、定期検査時に修理や改善が必要な場合は適切な
ご提案をさせていただきます。

定期的に検査・点検を行わないと・・・

長期に渡り閉鎖状態のままにしていると——

- 障子と枠が固着して、**火災時に開放しない場合があります。**
- スティダンパーの**ガスが抜けて火災時に開放しない場合があります。**
- 滑車などが動作せず**窓が全開放しない場合があります。**
- バッテリー電源の期限が切れていて**装置が動作しない場合があります。**

定期的に清掃、注油を行わないと——

- 滑車などが動作せず**窓が全開放しない場合があります**
- ワイヤーが途中で引っかかり**窓が全開放しない場合があります。**
- ワイヤーが切れて閉鎖できなくなる場合があります。
- ワイヤー巻取りドラムが動作せず**窓が全開放しない場合が
あります。**

上記のような現象が起きますと人体に有毒な煙や熱を逃がせなくなり
ます。また、避難経路の確保が難しくなり、人命に係わる事故
を起こす可能性があります。事故が起きますと「自主定期検査報
告書」の提出を求められる場合があります。また、前述の消防法
改正2による「管理者による防災管理の徹底」さらには、4による
「罰則の強化」などの処分を受ける場合があります。

上記のようなことがないように是非、弊社と保守点検業務の契約
を結んでいただき、所轄の消防署に対する「定期点検報告書」に
代用くださいますよう、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

事業者の四重責任

刑事責任	行政処分
民事責任	社会的責任

両罰規定

災害が起きたら
同時に罰せられます!!

排煙窓は、人の命にかかわる重要な
ものです。万一のことを考えて、
メンテナンス・リニューアルを
ご提案いたします。

 気付いたことはありませんか!ぜひ定期的なチェックが必要です。

操作をしても窓がスムーズに開かない。

窓の開閉が途中で止まってしまう。

部品が破損・変形している。

窓の開閉時に異音がする。

 排煙・換気窓の性能を維持するためのメンテナンス・リニューアル
を提案いたします

最も多い故障の原因を根本的に解決!

交換修理には、過廻し防止機構の安全くるくるが最適です。

※ワンタッチ式オペレーターの交換に限ります。

※ハンドル開操作力や納まりによっては、使用できない場合があります。

安全

窓が全閉したら
ハンドルが空回りします

安心

ハンドルボックスへの負荷が小さく
破損しにくい構造です

快適

ハンドル収納が
迷うことなく簡単にできます

便利

見えにくい窓の閉まり具合を
気にせずハンドル操作ができます



文部科学省・国土交通省認可
一般社団法人 文教施設協会

RIEF推奨学校施設優良部品

登録番号 MC 100111



安全くるくるシリーズ

露出タイプ・埋込タイプ

火災が発生した時に怖いのは、火と共に発生する有毒な煙と熱です。当社の排煙窓（マドコン）は、火災時に速やかに排煙窓を開放して、室内に充満した煙を排出する排煙設備の一種です。

もし、非常時に排煙窓が正常に作動しなかった場合は、建築物の所有者や管理者に防災責任として罰則が科せられます。

ぜひ排煙窓の定期的なメンテナンス・リニューアルの実施をご提案いたします。

●お問い合わせは最寄りの支店・営業所または取扱店までご連絡お願いいたします。

「おかしいな？」と思ったり、質問がある場合、お気軽にご相談ください。

オペレーター装置操作ボックス

ワンタッチシリーズ

露出
mini3



露出
NN23



露出
HM3



埋込
NN23R



埋込
フルツ mini-L



埋込
HM1



電動ワイヤー シリーズ

全自動開閉システム
WM20



スイッチボックス
SW-10



ビルシリーズ

露出
FH-2



露出
NN300-1



埋込
FH-2N



埋込
NN300-3



防災設備以外の排煙・換気窓にも、
定期的なメンテナンス・リニューアルが必要です。

排煙窓は、火災などの非常時のみ作動させるのではなく、日々の自然換気用として様々な場所で使用されています。定期的なメンテナンス・リニューアルが必要です。

プール、温泉浴室等高温多湿の場所については、ご相談ください。

自然排煙設備には、定期的に調査点検をして、その結果を特定行政庁に報告することが義務付けられています。

※特殊建築物の定期報告の時期は特定行政庁によって異なります。

「改正建築基準法 抜粋」平成16年6月公布（平成17年6月施行）

（維持保全）

第 八 条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

- 2 第十二条第一項に規定する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。この場合において、国土交通大臣は、当該準則又は計画の作成に関し必要な指針を定めることができる。

（報告、検査等）

第十二条 第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、当該建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む、当該建築物の建築設備についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

3 昇降機及び第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は、当該建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。

定期報告を要する建築物及び建築設備

用 途	特 殊 建 築 物		建 築 設 備	
	規 模	報告の時期	規 模	報告の時期
学校、体育館 公会堂、集会場 劇場、映画館、演芸場、観覧場 （屋外にあるものを除く） ホテル、旅館 児童福祉施設等（要援護者の入所施設があるものに限る） 病院、診療所 （患者の収容施設があるものに限る）	A>2,000㎡ 又は F≥3 A>300㎡	平成22年度以降3年毎	A>300㎡	毎年
百貨店、マーケット、展示場、 物品販売業を営む店舗 公衆浴場 キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、遊技場、待合、料理店 飲食店	A>1,000㎡ 又は A>500㎡かつF≥3 A>500㎡ A>1,000㎡ 又は A>500㎡かつF≥3	平成20年度以降3年毎	A>1,000㎡ 又は A>500㎡かつF≥3 A>500㎡ A>1,000㎡ 又は A>500㎡かつF≥3 （混合用途）	毎年
博物館、美術館、図書館 ボーリング場、スケート場、水泳場、 スポーツ練習場	A>2,000㎡	平成22年度以降3年毎	A>2,000㎡	-----
寄宿舎	A>1,000㎡ かつ F≥3 又は A>500㎡ かつ F≥5	平成20年度以降3年毎	A>1,000㎡かつF≥3又は A>500㎡かつF≥5	毎年
共同住宅		平成21年度以降3年毎	非常用エレベーターを設置するもの	毎年
事務所その他これらに類するもの	A>3,000㎡ かつ F≥5	平成22年度以降3年毎	A>3,000㎡ かつ F≥5	毎年

注 1：A＝その用途に供する床面積の合計 3：建築設備について報告の必要なものは、換気設備、排煙設備、非常用の照明装置に関するものです。
2：F＝地階を除く階数 4：共同住宅の建築設備定期検査は、住戸以外の共用部分に設置されているもののみに限ります。

定期的なメンテナンスを ぜひおすすめいたします。

当社のメンテナンスは、安心と信頼をお届けするサービスが可能です。

株式会社豊和は、30年以上にわたりオペレーターの設計・施工・メンテナンスの実績により裏付けされた技術力と経験があり、お客さまに満足していただけるサービスと提案をお届けします。

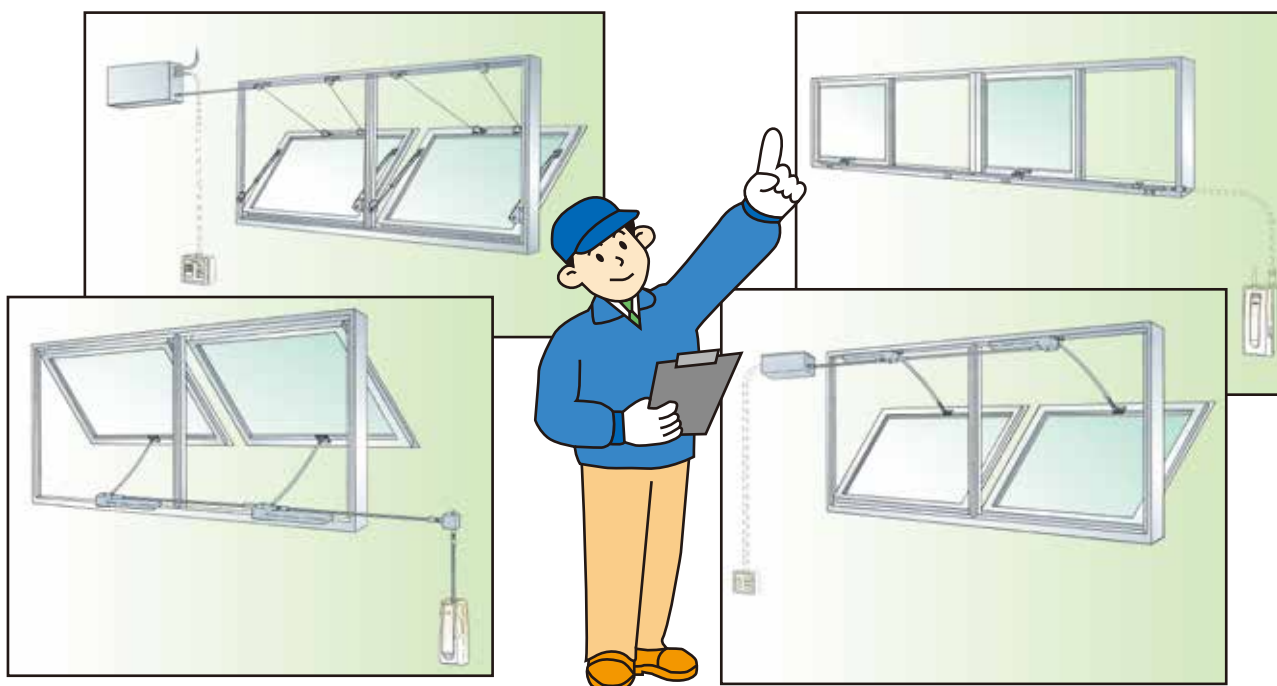
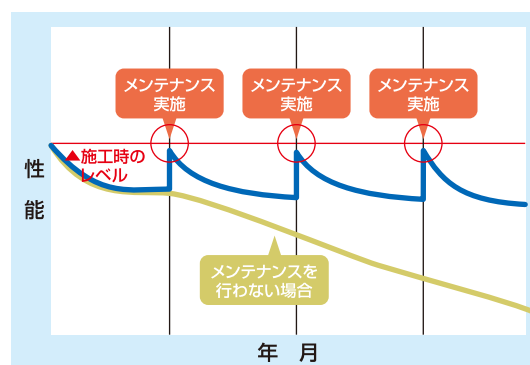
定期的なメンテナンスのすすめ

当社排煙窓設備の窓は、常時、開放する方向に力がかかっておりその力より強い力で窓を強制的に閉鎖状態にしています。

長期間この閉鎖状態を保持していると、使用してなくても操作ボックスや各部品において劣化及び変形などが進行しており、非常時の動作不良の原因にもなり得ます。

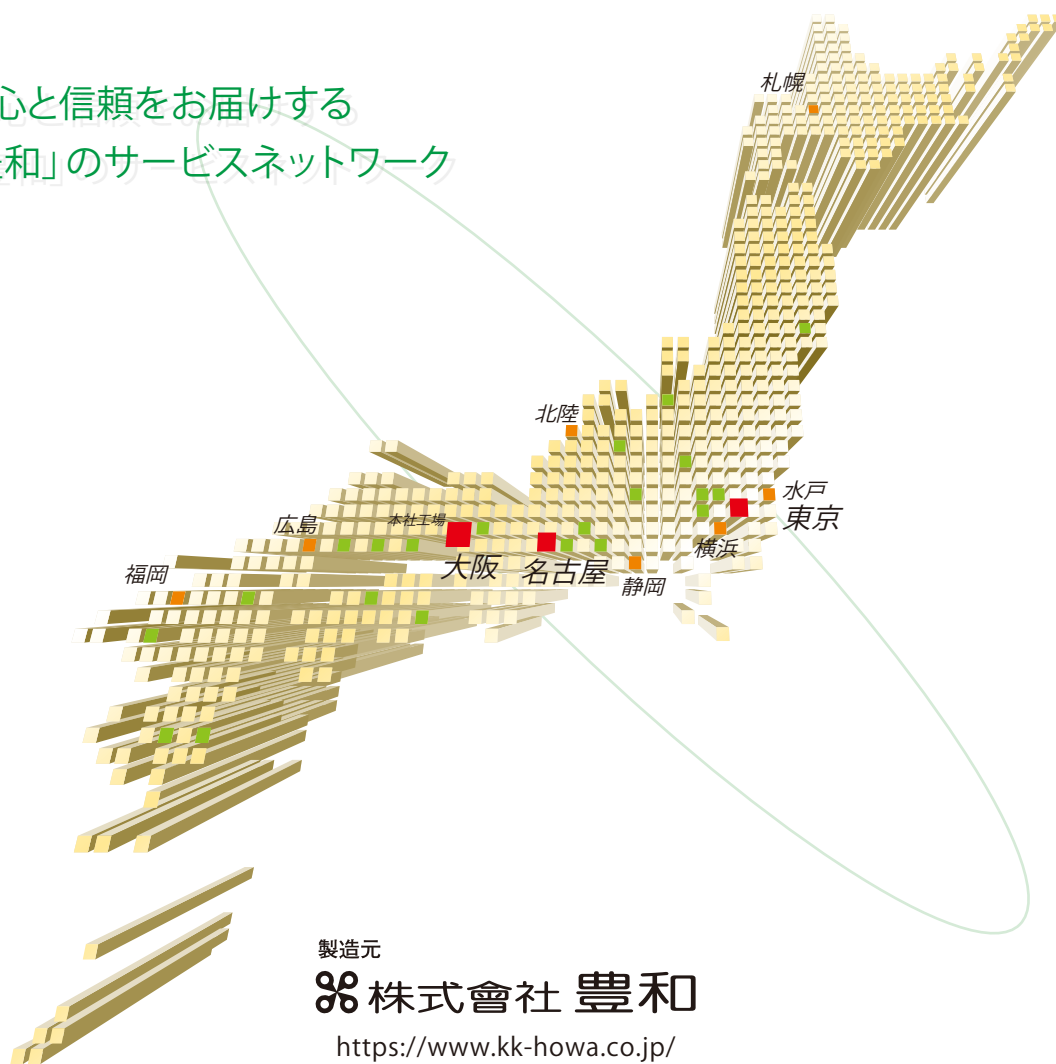
そのような事態を未然に防ぎ、末永く安全に使用していただくためにも、年1～2回の定期的なメンテナンスの実施をおすすめいたします。

定期的なメンテナンスによる性能維持効果



人を安全に、人にやさしく・・・が基本テーマです。

安心と信頼をお届けする
「豊和」のサービスネットワーク



製造元

 株式会社 豊和

<https://www.kk-howa.co.jp/>

本 社 〒661-0981 兵庫県尼崎市猪名寺2-21-32
TEL 06-6494-1110 FAX 06-6494-1336
東 京 支 店 〒135-0007 東京都江東区新大橋2-4-9 豊和ビル
TEL 03-3633-1234 FAX 03-5638-7571
大 阪 支 店 〒661-0981 兵庫県尼崎市猪名寺2-21-32
TEL 06-6494-1111 FAX 06-6494-1147
名古屋支店 〒453-0801 名古屋市中村区太閤1-8-7
TEL 052-452-1110 FAX 052-459-1018
札幌営業所 〒063-0811 北海道札幌市西区琴似一条丁目4-3 札幌琴似第一ビルディング2F
TEL 011-612-6466 FAX 011-612-6488
水戸営業所 〒310-0852 茨城県水戸市笠原町1750-10
TEL 029-291-3300 FAX 029-291-3322

横浜営業所 〒231-0014 横浜市中区常盤町3-24 サンビル6F
TEL 045-633-3581 FAX 045-633-3571
静岡営業所 〒421-0121 静岡県静岡市駿河区広野3丁目9-6
TEL 054-256-5058 FAX 054-256-5059
北陸営業所 〒920-0003 石川県金沢市疋田1丁目416
TEL 076-252-5678 FAX 076-252-7351
広島営業所 〒732-0045 広島市東区曙5-3-5 センチュリー曙Ⅰビル
TEL 082-536-2237 FAX 082-536-2240
福岡営業所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-9-5 池松ビル
TEL 092-413-5091 FAX 092-413-5094

本社
本社工場

ISO 9001 認証取得

●お問い合わせ、ご用命は…